

西秋川衛生組合 高尾清掃センターの施設見学の再開について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受入れを休止していた高尾清掃センターの施設見学については、感染予防対策を徹底したうえで、受入れを再開いたします。

見学に際しては、感染防止の観点から一部制約がございますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1、施設見学の再開 2021年11月1日（月）から

2、受入条件について

(1) 受入対象

当面の間、構成市町村（あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町）内の小学校主催の見学のみ受入れ

(2) 人数

1グループの人数を概ね30名以下とし、グループ単位で見学。最大3グループまで

3、見学者へのお願い

(1) 代表者は、当日の見学者全員の健康状態の確認及び検温を実施してください。発熱等の風邪症状がある方や新型コロナウイルス感染症と思われる症状がある方は、見学できません。

(2) 施設入場時にアルコール等による手指消毒を行っていただきます。

(3) 施設内では、必ずマスクの常時着用をお願いします。（各自ご用意ください）

(4) 施設内を昼食会場として提供することはできません。

* 教職員の指示のもと、水分補給は可能です。

(5) 見学者間の距離を確保してください。

(6) 不要な会話や大きな声を出さないなど、飛沫感染対策をお願いします。

4、予約方法

(1) 見学希望の小学校の方は、まずは電話で仮予約をしてください。（042-596-4418）

(2) 仮予約が済みましたら「施設見学申込書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、FAX または郵送で必ず提出してください。

FAX:042-596-4592

郵送：〒190-0154 東京都あきる野市高尾 521 西秋川衛生組合 高尾清掃センター
管理係

5、その他

- (1) 今後の感染状況や緊急事態宣言の発出等により、当組合の判断で見学を中止する場合があります。
- (2) 見学中止により生じた損失等については、当組合では補償しません。
- (3) 施設見学後、見学者の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、組合に連絡していただきます。また、対応した職員が新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は代表者にその旨を連絡します。(保健所から名簿の提出を求められた場合は、名簿を提出していただく場合があります。)